

－中山間地域にお住まいの

農業者の方々を支援します－

中山間地域等直接支払制度

第4期対策
(平成27年度～平成31年度)



平成30年度の変更箇所

- 既に認定された集落協定にあって、中山間地農業ルネッサンス事業における地域別農業振興計画を作成した地域においては、遡及返還の緩和措置の適用条件である集落戦略の作成期限を延長しています。
(詳細はP. 6を参照)

平成30年4月

農林水産省



はじめに

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、平成27年度から第4期対策（平成27年度～平成31年度）が開始されています。

また、同じく平成27年度からは、法律に基づいた安定的な措置として実施されています。

皆さまが地域で取り組んでおられる農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果をもたらすものです。

このような取組の重要性に鑑み、中山間地域等直接支払制度では、国が費用の半分を負担し、地方自治体を通じた支援を行っています。

中山間地域等においては、高齢化や人口減少が著しく、農業や集落の維持を懸念する声もありますが、この制度を有効に活用し、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保、地域の活性化に結びつけていただきたいと考えております。



もくじ

中山間地域等直接支払制度とは-----	2
第4期対策のポイント-----	3
こんな活動をすれば交付を受けられます-----	4
加算措置もあります-----	5
集落戦略の作成について-----	6
交付金の返還について-----	7
中山間地域の魅力を活かした取組の例-----	8
手続きの流れ-----	10
「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」について-----	11
集落戦略の記載例-----	12

[表紙写真]

左上:

徳島県
みまし
美馬市

かもがわし

長野県
ながのし
長野市

長崎県
ながのし
松浦市

なかふらのちょう

宮崎県
まつうらし
日南市

いいじまち

新潟県
にちなんし
十日町市

とおかまちし

中央左上:

千葉県
かもがわし
鴨川市

北海道
なかふらのちょう
中富良野町

長野県
ながのし
飯島町

新潟県
いにじまち
十日町市

中山間地域等直接支払制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」等によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
- ② 緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地（北海道のみ）
- ⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

3. 交付単価

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000
	緩傾斜(1/100以上)	8,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
草 地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(8°以上)	3,000
採草放牧地	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	急傾斜(15°以上)	1,000
	緩傾斜(8°以上)	300

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

4. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。
(使途は、予め協定に定めておく必要があります。)

第4期対策のポイント

第4期対策では、これまでの制度の枠組みを維持しつつ、次のような拡充・強化を行っています。

- ① 農業や集落を将来にわたって維持するための取組への支援を強化。

～集落活動への女性・若者等の参加を促進～



→ P. 4「こんな活動をすれば交付を受けられます」の②B要件参照

～複数の集落が連携して行う農業生産活動等の体制づくりを推進～



→ P. 5「加算措置もあります」の①参照

～超急傾斜地の農用地の保全・活用を支援～



→ P. 5「加算措置もあります」の②参照

- ② 集落の活動に取り組みやすいよう交付金返還ルールを見直し。

5年間の農業生産活動等の継続ができなくなった場合に、交付金の返還免除となる事由を追加

→ P. 7「交付金の返還について」参照

こんな活動をすれば交付を受けられます

協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

- ・農業生産活動等
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

A要件・B要件・C要件の中から1つを選択してください。

※詳細やご不明な点については裏表紙のお問い合わせ先にご相談下さい。

農業生産性の向上（A要件）

以下の項目から、2つ以上選択して実施。（①又は⑤については、より高い目標を設定する場合、それ1つのみを選択することで可となります）

- ①機械・農作業の共同化 ②高付加価値型農業 ③生産条件の改良
④担い手への農地集積 ⑤担い手への農作業の委託



【機械の共同利用】



【そばの栽培】



【農家による簡易な整備】

女性・若者等の参画を得た取組（B要件）

協定参加者に、女性、若者、NPO等を1名以上新たに加え、以下の項目から1つ以上選択して実施。

- 新規就農者による営農 ○農産物の加工・販売 ○消費・出資の呼び込み



【新規就農の相談】



【ゆずの加工】



【体験農園】

集団的かつ持続可能な体制整備（C要件）

協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築。

加算措置もあります

4ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 集落連携・機能維持加算

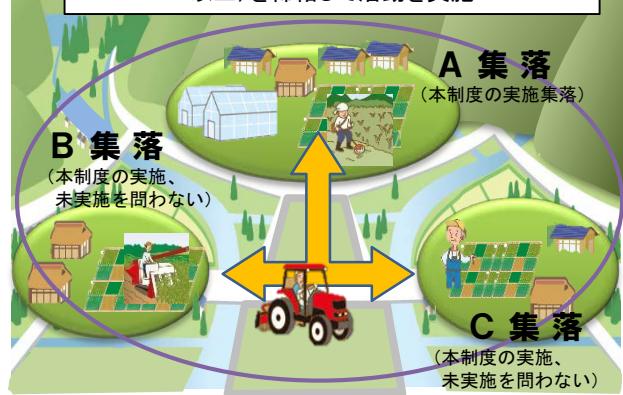
【集落協定の広域化支援】

複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、中心的な役割を担う人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算します。

[加算額]

地目にかかわらず
3,000円/10a

A集落がB・C集落と広域の集落協定(概ね50戸以上)を締結して活動を実施



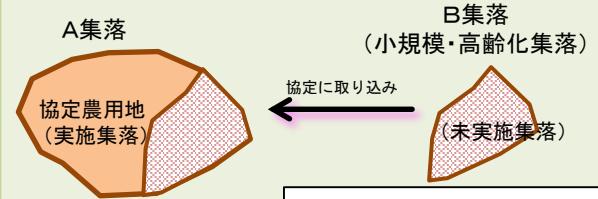
【小規模・高齢化集落支援】

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算します。

[加算額]

田	畠
4,500円/10a	1,800円/10a

A集落がB集落を取り込んで活動を実施



※ 集落連携・機能維持加算は、4ページの「体制整備のための前向きな活動（体制整備単価）」を行う場合に取り組むことができます。

② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地（田：1/10以上、畠：20°以上）の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算します。

[加算額]

田・畠
6,000円/10a



超急傾斜農地(田)

超急傾斜農地(畠)

【対象活動の例(①、②からそれぞれ1つは実施】

① 農地を保全する活動(1つだけ実施でも可)



又は



又は

既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。
既存の活動

② 農産物の販売を促進する活動等(1つだけ実施でも可)

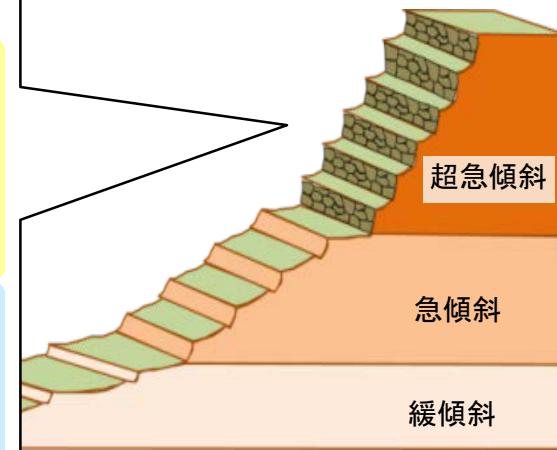


又は



又は

既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。
既存の活動



平成29年度から

※ 超急傾斜農地保全管理加算は、4ページの「農業生産活動等を継続するための活動（基礎単価）」に加え、加算対象活動を行えば加算されます。

「農産物の販売を促進する活動」は、市町村と協力して実施することができます。

集落戦略の作成について

平成28年度から
始まっています

中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要です。

そのため、平成28年度から、10～15年後の将来を見据えた集落戦略を作成できる仕組みとしています。

集落戦略の記載例はP.12を参照

－集落戦略で定める項目－

- 協定農地の将来への引継ぎ
- 集落の将来像（集落協定で既に定めている「集落マスター・プラン」の内容も可）

集落戦略を作成した場合、合計15ha以上の集落協定、又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定においては、協定活動違反などによる遡及返還規定の対象が、全ての農地から当該農地のみに変更となります（下記参照）。

平成30年度から

※既に認定された集落協定にあって、中山間地農業ルネッサンス事業における地域別農業振興計画を作成した地域においては、集落戦略の作成期限を平成29年度末から平成31年度末まで延長しました。

<例：協定農地の一部で耕作放棄が発生した場合>

以下の要件を満たしている必要があります。

- 合計15ha以上の集落協定又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定であること。
- 集落戦略を作成し、市町村長に届出していること。

[平成27年度まで]

協定農地の全てに対して交付した交付金を遡及返還

[平成28年度から] ※当該農地のみ遡及返還

当該農地に対して交付した交付金を遡及返還

※農業者の病気など、やむを得ない事由がある場合は、これまでどおり返還は免除されます。

なお、「集団的かつ持続可能な体制整備（C要件）」に取り組む場合は、交付単価の2割分の遡及返還が、全ての協定農地からではなく当該農地のみの返還へと変更になります。

交付金の返還について

5年間の協定期間に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、協定農用地についての交付金の全額を返還していただくことになります。

ただし、協定に参加する農業者の病気・高齢や自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、この交付金返還の義務が免除されます。

なお、合計15ha以上の集落協定、又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定が、集落戦略を作成した場合、当該農地のみの交付金の遡及返還となります（詳細はP. 6を参照）。

交付金の返還を免除する場合

◎ 次のいずれかに該当する場合は、交付金の返還が免除されます。
(その場合、当該年度以降の交付金の交付は行いません。)

- 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難な場合
- 自然災害の場合※
- 農業者等が農業用施設を建設する場合
- 公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合
- 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設、又は、整備誘導施設の用地とする場合

※災害から復旧する計画を作成いただいた場合、交付金が引き続き交付されます。

◎ 次の場合は、該当する農用地分についての交付金のみを返還する必要がありますが、それ以外の協定農用地についての交付金は、返還の対象になりません。

- 新規就農者、農業後継者その他の協定に定められた活動に参加する者の住宅用地とする場合
- 林業又は水産業関連施設の用地とする場合

詳細やご不明な点については、裏表紙のお問い合わせ先にご相談下さい。

中山間地域の魅力を活かした取組の例

中山間地域ならではのおいしい食べ物

中山間地域では、特色のある様々な農産物やその加工品を生産しています。中山間地域等直接支払は、このような皆さんの地域にある食べ物を販売・製造するための取組にも使われています。



地場農産物を使用した料理



棚田米



きび餅



赤かぶの栽培



無農薬米の栽培



ミカンのジュース加工

取組事例 みね 見祢集落協定（福島県猪苗代町） いなわしろまち

【集落の状況】

○見祢集落は、磐梯山の南側に位置し、稲作を中心とした野菜、そば等を生産。農業者の高齢化、担い手不足等により、将来に向けた地域農業の維持・発展が困難になることが懸念されていた。



【取組の内容】

- 見祢集落は、平成20年に農作業受託組織を立ち上げ、平成25年に「農事組合法人結乃村農楽団」として法人化し、取組の体制を整備。
- 地域の担い手や法人役員が販売戦略を立て、所得向上に取り組む。
- 法人は協定農用地に利用権を設定し、水稻、野菜、そば等を生産するとともに、高齢者の所得確保と生きがいの場として、アスパラガスの栽培を実施。

【取組の効果】

- 法人は、所得向上と女性が活躍する場として、農家レストランを立ち上げ、地元食材を使った郷土料理等を提供するなど活性化に向けた取組が拡大。
- 町のブランド米「いなわしろ天のつぶ」を生産し、JAやJETROの協力を得て、平成27年度から町内の他の農業者とともにドバイ（UAE）等の中東や香港を中心に輸出を開始。



【農家レストラン】



【国際食品見本市（ドバイ）】

中山間地域ならではの自然・風景

中山間地域には、他では見ることのできない美しい風景や豊かな自然がたくさんあります。中山間地域等直接支払は、このような都市部の人たちにとっても貴重な農村の環境や景観を守るために取組にも使われています。



ながよちょう
長崎県長与町



かみかつちょう
徳島県上勝町



じょうえつし
新潟県上越市



あさひまち
山形県朝日町



さようちょう
兵庫県佐用町



ひたちおおみやし
茨城県常陸大宮市

取組事例 あしきり 芦刈集落協定(大分県豊後大野市)

【集落の状況】

○芦刈地区では、約25年前に若手農業者を中心としたグループ（芦若塾）による地域おこしや遊休農地の有効活用の取組が発展し、地区内の全農家40戸が加入した「農事組合法人 芦刈農産」を設立。



【取組の内容】

- 法人は、地区内農地の9割（協定農用地の全て）を農地中間管理機構を通じて借受け、集積。
- 本交付金によりトラクター等の農業機械を導入。
- 経営育成基盤整備事業によりFOEAS（地下水位制御システム）を導入。
- 乾田化により甘藷、スイートコーン等の園芸作物の作付けを拡大。



【導入したトラクター等の農業機械】



【「はるか姫」栽培中の協定農用地】

【取組の効果】

- 甘藷(紅はるか)を「はるか姫」と名付けて商標登録。
- 6次産業化計画の認定を受け、加工施設と直売所を整備し、ブランド化、加工や直売にも取り組む。
- 農作業に7名の男性、収穫作業等に15人の女性をパート雇用し、地元の雇用機会の拡大に貢献。

手続きの流れ

協定の作成と活動の実施

① 協定の作成

- ・集落の現状、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成します。



【集落での話し合い】

② 協定の提出（市町村が認定）

- ・作成した協定を市町村に提出^(注)し、市町村長が認定します。

(注) 協定は、「農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出

協定の提出（集落→市町村）期限：6/30

協定の認定（市町村→集落）期限：7/31

③ 活動の実施

- ・協定に基づき、活動を実施します。



【集落共同の水路清掃】

④ 実施状況の確認（市町村が実施）

- ・市町村が活動の実施状況を確認します。（協定代表者等の立ち会いをお願いします）

実施状況の確認（市町村）期限：9/30

☆ 交付金の支払い

- ・交付金は、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。

交付金交付の流れ

国（地方農政局等）

国費（1/2）
※（ ）内は負担割合

都道府県

国費+都道府県費
(1/2) (1/4)

市町村

国費+都道府県費+市町村費
(1/2) (1/4) (1/4)

集落協定

個別協定

共同取組活動

個人配分

集落の様々な共同取組活動に充当

個々の協定参加者に配分

共同利用機械の購入等
にも活用できます。

☆協定には、2つの種類があります。

○ **集落協定**：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。

○ **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受託を受けるかたちで締結する協定。

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」について

○ 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」は、農業の有する多面的機能の維持・発揮のための地域の共同活動や営農活動に対し、国、都道府県及び市町村が支援を行うものであり、平成27年4月から施行しています。

中山間地域等直接支払は、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払とともに、「日本型直接支払制度」として、この法律に基づいて実施することとなりました。

○ 法律に基づく措置となったことで、これらの支払について、集落の皆様がこれからも安心して取り組むことができるようになりました。

日本型直接支払制度 (中山間地域等直接支払を除く)

多面的機能支払、環境保全型農業直接支払は、中山間地域等直接支払と合わせて取り組むことができます。下記の交付単価は一例です。

(地域や活動内容によって交付単価が異なります。詳細は、裏表紙のお問い合わせ先にご確認下さい。)

多面的機能支払

多面的機能を支える地域の共同活動を支援します。

(都府県の田の場合)

- | | |
|-----------------------|------------|
| ① 水路の泥上げや農道の路面維持など | 3,000円/10a |
| ② 植栽や生態系保全などの農村環境保全活動 | 2,400円/10a |
| ③ 水路や農道などの補修や更新 | 4,400円/10a |



(①、②及び③に同時に取り組む場合は、最大9,200円/10a)

環境保全型農業直接支払

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う次の営農活動を支援します。

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| ① カバークロップ
(うち、ヒエを使用する場合) | 8,000円/10a
(7,000円/10a) |
| ② 堆肥の施用 | 4,400円/10a |
| ③ 有機農業
(うち、そば等雑穀、飼料作物) | 8,000円/10a
(3,000円/10a) |
| ④ 地域特認取組※1 (冬期湛水管理※2 等) | 3,000~8,000円/10a |



※1 地域の環境や農業の実態を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援する取組

※2 冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

集落戦略の記載例

【記載例】

①それぞれの農地の将来像について
該当する箇所に“〇”印をつけて下さい。

②課題があれば
記入して下さい。

1. 協定農用地の将来像

地番	地目	農用地面積(㎡)	現況	管理者	農用地の将来像(概ね10~15年後)						農用地を将来(概ね10年~15年後)に向けて維持するための課題
					管理者が引き続き耕作	担い手等に委託予定	担い手等に委託を希望	農地中間管理機構への貸付を希望	草刈り等の管理のみ	その他	
121	田	800	耕作	農林 太郎			○				引き受け手の確保
122	田	900	耕作	農林 次郎	○						なし
...

○人・農地プランで、既に将来の農地の利用等が決まっている農地は、その内容を踏まえて“〇”印を付けて下さい。

③集落全体での課題(農業のこと以外も可)と対策を記載して下さい。

2. 集落の将来像

(1) 協定農用地を含む集落全体の課題と対策

区分	課題	対策	対応者	対策の実施時期	実施に用いる手段
農地	草刈り	防草シート設置	集落協定組織	H30～H31	中山間直払交付金を活用
農道	損傷	補修	集落協定組織	H35	県の事業を活用
...

(2) 集落の将来像

例 ○集落出身者がUターンして担い手になってもらえるように働きかける。
○地域おこし協力隊にきてもらえるよう町に相談する。

④協定農用地を含む集落全体の課題と対策等について具体的に記載して下さい。

○集落マスタープランの内容を使う場合は、“集落マスタープランと同じ”と記入して下さい。

○地域のその他の計画(市町村の計画などに定めた地域の将来像)の内容を使う場合は、“〇〇計画で作成した内容と同じ”と記入し、その資料を添付して下さい。

MEMO

お問い合わせ先

○本パンフレットや中山間地域等直接支払制度に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等又は、農林水産省 農村振興局 地域振興課にご相談下さい。

- 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
022-263-1111（内線4059）（東北農政局農村振興部農村計画課）
- 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
048-600-0600（内線3415）（関東農政局農村振興部農村計画課）
- 新潟県、富山県、石川県、福井県
076-263-2161（内線3436）（北陸農政局農村振興部農村計画課）
- 岐阜県、愛知県、三重県
052-201-7271（内線2558）（東海農政局農村振興部農村計画課）
- 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
075-451-9161（内線2440）（近畿農政局農村振興部農村計画課）
- 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
086-224-4511（内線2532）（中国四国農政局農村振興部農村計画課）
- 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
096-211-9111（内線4632）（九州農政局農村振興部農村計画課）
- 沖縄県
098-866-0031（内線83342）（沖縄総合事務局農林水産部農村振興課）
- 北海道
03-3501-8359（直通）（農林水産省農村振興局地域振興課）

～交付金の早期交付について～

本交付金は、集落協定に定めた活動を支援するものであり、協定が市町村長の認定を受けていれば、年度初めの交付が可能です。交付金の早期交付を希望される場合は、市町村にご相談ください。(平成30年度から新たに取り組む協定は、市町村長の認定が必要となります。)

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-3501-8359（直通）

FAX 03-3592-1482

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html